

議第68号

令和4年度山形県一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度山形県一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

山形県一般会計補正予算は、急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和4年度山形県一般会計補正予算（第9号）

令和4年度山形県の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ448,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ736,353,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		113,800,000	1,000,000	114,800,000
	1 県 民 税	35,373,000	29,000	35,402,000
	2 事 業 税	26,156,000	331,000	26,487,000
	3 地 方 消 費 税	22,999,000	533,000	23,532,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,973,000	64,000	2,037,000
	5 県 た ば こ 税	1,166,000	19,000	1,185,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	114,000		114,000
	7 軽 油 引 取 税	9,162,000	△ 34,000	9,128,000
	8 自 動 車 税	16,692,000	58,000	16,750,000
	9 鉱 区 税	2,000		2,000
	10 狩 猟 税	3,000		3,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	149,000		149,000
	12 旧 法 に よ る 税	11,000		11,000
2 地方消費税清算金		55,000,000		55,000,000
	1 地方消費税清算金	55,000,000		55,000,000
3 地方譲与税		23,032,069	△ 84,130	22,947,939
	1 特別法人事業譲与税	20,000,000	61,258	20,061,258
	2 地方揮発油譲与税	2,720,000	△ 245,122	2,474,878
	3 石油ガス譲与税	100,000	7,678	107,678

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 自動車重量譲与税	100,000	81,093	181,093
	6 森林環境譲与税	82,069	△ 625	81,444
	7 航空機燃料譲与税	30,000	11,588	41,588
4 地方特例交付金		684,000	△ 193	683,807
	1 地方特例交付金	684,000	△ 193	683,807
5 地方交付税		189,098,981	1,968,780	191,067,761
	1 地方交付税	189,098,981	1,968,780	191,067,761
6 交通安全対策特別交付金		320,000	4,418	324,418
	1 交通安全対策特別交付金	320,000	4,418	324,418
7 分担金及び負担金		4,081,953		4,081,953
	1 分担金	2,964,057		2,964,057
	2 負担金	1,117,896		1,117,896
8 使用料及び手数料		6,636,517		6,636,517
	1 使用料	4,584,004		4,584,004
	2 手数料	59,257		59,257
	3 県証紙収入	1,993,256		1,993,256
9 国庫支出金		137,326,091	571,787	137,897,878
	1 国庫負担金	30,733,956		30,733,956
	2 国庫補助金	105,427,591	571,787	105,999,378
	3 委託金	1,164,544		1,164,544

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 財産収入		1,182,480		1,182,480
	1 財産運用収入	409,010		409,010
	2 財産売却収入	773,470		773,470
11 寄附金		2,945,829		2,945,829
	1 寄附金	2,945,829		2,945,829
12 繰入金		13,256,385	△ 3,012,662	10,243,723
	1 特別会計繰入金	698,992		698,992
	2 基金繰入金	12,555,253	△ 3,012,662	9,542,591
	3 公営企業繰入金	2,140		2,140
13 繰越金		6,236,000		6,236,000
	1 繰越金	6,236,000		6,236,000
14 諸収入		114,432,346		114,432,346
	1 延滞金、加算金及び過料等	76,742		76,742
	2 県預金利子	432		432
	3 公営企業貸付金元利収入	12,100,023		12,100,023
	4 貸付金元利収入	94,010,024		94,010,024
	5 受託事業収入	723,583		723,583
	6 収益事業収入	2,038,551		2,038,551
	8 雑収入	5,482,991		5,482,991
15 県債		67,872,553		67,872,553

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県 債	67,872,553		67,872,553
歳 入	合 計	735,905,204	448,000	736,353,204

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,048,833		1,048,833
	1 議会費	1,048,833		1,048,833
2 総務費		35,706,918	△ 218,214	35,488,704
	1 総務管理費	19,739,541	△ 218,214	19,521,327
	2 企画費	8,024,390		8,024,390
	3 徴税費	4,527,287		4,527,287
	4 市町村振興費	895,382		895,382
	5 選挙費	894,859		894,859
	6 防災費	1,087,231		1,087,231
	7 統計調査費	287,878		287,878
	8 人事委員会費	122,619		122,619
	9 監査委員費	127,731		127,731
	3 民生費		87,311,856	
1 社会福祉費		61,674,405		61,674,405
2 児童福祉費		23,675,528		23,675,528
3 生活保護費		1,854,314		1,854,314
4 災害救助費		107,609		107,609
4 衛生費		52,750,678		52,750,678
	1 公衆衛生費	31,936,527		31,936,527
	2 環境衛生費	3,089,691		3,089,691

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 保健所費	1,640,257		1,640,257
	4 医薬費	16,084,203		16,084,203
5 労働費		2,040,797		2,040,797
	1 労政費	1,017,661		1,017,661
	2 職業訓練費	743,431		743,431
	3 失業対策費	211,029		211,029
	4 労働委員会費	68,676		68,676
6 農林水産業費		53,801,629		53,801,629
	1 農業費	13,601,394		13,601,394
	2 畜産業費	4,277,039		4,277,039
	3 農地費	27,089,184		27,089,184
	4 林業費	6,902,418		6,902,418
	5 水産業費	1,931,594		1,931,594
7 商工費		109,471,144		109,471,144
	1 商業費	95,594,771		95,594,771
	2 工鉦業費	9,381,340		9,381,340
	3 観光費	4,495,033		4,495,033
8 土木費		90,245,160	869,865	91,115,025
	1 土木管理費	2,318,910		2,318,910
	2 道路橋りょう費	48,725,678	868,067	49,593,745



(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川海岸費	30,394,692		30,394,692
	4 港湾費	3,139,505	1,798	3,141,303
	5 都市計画費	4,443,306		4,443,306
	6 住宅費	1,223,069		1,223,069
9 警察費		27,067,279	20,883	27,088,162
	1 警察管理費	25,029,901	20,883	25,050,784
	2 警察活動費	2,037,378		2,037,378
10 教育費		110,162,892	△ 224,534	109,938,358
	1 教育総務費	13,006,577	△ 24,699	12,981,878
	2 小学校費	35,693,522	△ 57,996	35,635,526
	3 中学校費	21,568,505	△ 76,848	21,491,657
	4 高等学校費	27,046,627	△ 34,172	27,012,455
	5 特別支援学校費	9,601,098	△ 30,819	9,570,279
	6 大学費	1,405,108		1,405,108
	7 社会教育費	1,067,508		1,067,508
	8 保健体育費	773,947		773,947
11 災害復旧費		13,497,840		13,497,840
	1 農林水産施設災害復旧費	2,344,330		2,344,330
	2 公共土木施設災害復旧費	11,126,213		11,126,213
	3 教育施設災害復旧費	27,297		27,297

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		86,577,205		86,577,205
	1 公債費	86,577,205		86,577,205
13 諸支出金		66,172,973		66,172,973
	2 公営企業貸付金	12,100,000		12,100,000
	3 地方消費税清算金	23,377,140		23,377,140
	4 利子割交付金	44,257		44,257
	5 配当割交付金	376,903		376,903
	6 株式等譲渡所得割交付金	264,761		264,761
	7 法人事業税交付金	1,894,776		1,894,776
	8 地方消費税交付金	27,628,620		27,628,620
	9 ゴルフ場利用税交付金	79,802		79,802
	10 環境性能割交付金	399,943		399,943
	12 自動車取得税交付金	6,771		6,771
	14 予備費		50,000	
1 予備費		50,000		50,000
歳出合計		735,905,204	448,000	736,353,204

# 令和4年度一般会計補正予算に 関する説明書

# 目 次

## 一 一般会計歳入歳出補正予算（第9号）事項別明細書

- 1 総 括
- 2 歳 入
- 3 歳 出

一 一般会計歳入歳出補正予算(第9号)事項別明細書

1 総

括

## (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	113,800,000	1,000,000	114,800,000
2 地方消費税清算金	55,000,000		55,000,000
3 地方譲与税	23,032,069	△ 84,130	22,947,939
4 地方特例交付金	684,000	△ 193	683,807
5 地方交付税	189,098,981	1,968,780	191,067,761
6 交通安全対策特別交付金	320,000	4,418	324,418
7 分担金及び負担金	4,081,953		4,081,953
8 使用料及び手数料	6,636,517		6,636,517
9 国庫支出金	137,326,091	571,787	137,897,878
10 財産収入	1,182,480		1,182,480
11 寄附金	2,945,829		2,945,829
12 繰入金	13,256,385	△ 3,012,662	10,243,723
13 繰越金	6,236,000		6,236,000

款	補正前の額	補正額	計
14 諸 収 入	114,432,346		114,432,346
15 県 債	67,872,553		67,872,553
歳 入 合 計	735,905,204	448,000	736,353,204



## (歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
1 議会費	1,048,833		1,048,833				
2 総務費	35,706,918	△ 218,214	35,488,704				△ 218,214
3 民生費	87,311,856		87,311,856				
4 衛生費	52,750,678		52,750,678				
5 労働費	2,040,797		2,040,797				
6 農林水産業費	53,801,629		53,801,629				
7 商工費	109,471,144		109,471,144				
8 土木費	90,245,160	869,865	91,115,025	592,356			277,509
9 警察費	27,067,279	20,883	27,088,162				20,883
10 教育費	110,162,892	△ 224,534	109,938,358				△ 224,534
11 災害復旧費	13,497,840		13,497,840				
12 公債費	86,577,205		86,577,205				

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
13 諸支出金	66,172,973		66,172,973				
14 予備費	50,000		50,000				
歳出合計	735,905,204	448,000	736,353,204	592,356			△ 144,356

2 歳

入

第1款 県

税 第1項 県

民

税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1個人	32,655,000	31,000	32,686,000	現年課税分	37,000	均等割 税率1人につき 2,500円 所得割 税率 100分の4 配当割 税率 100分の5 株式等譲渡所得割 税率 100分の5
				滞納繰越分	△ 6,000	
3利子割	70,000	△ 2,000	68,000	現年課税分	△ 2,000	税率 100分の5
計	35,373,000	29,000	35,402,000			

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 個人	1,166,000	7,000	1,173,000	現年課税分	6,000	第1種事業 税率 100分の5 第2種事業 税率 100分の4 第3種事業 税率 100分の3 100分の5
				滞納繰越分	1,000	
2 法人	24,990,000	324,000	25,314,000	現年課税分	324,000	所得等課税法人 普通法人 資本金の金額 1億円超 所得割 税率 100分の0.4 100分の0.7 100分の1 付加価値割 税率 100分の1.2 資本割 税率 100分の0.5 資本金の金額 1億円以下 税率 100分の3.5 100分の5.3 100分の7 特別法人 税率 100分の3.5 100分の4.9 収入金額課税法人 収入割 税率 100分の1 収入金額等課税法人 資本金の金額 1億円超 収入割 税率 100分の0.75 付加価値割 税率 100分の0.37 資本割 税率 100分の0.15 資本金の金額 1億円以下 収入割 税率 100分の0.75 所得割 税率 100分の1.85

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	26,156,000	331,000	26,487,000			

第1款 県 税 第3項 地方消費税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 譲渡割	22,013,000	510,000	22,523,000	譲渡割	510,000	税率 78分の22
2 貨物割	986,000	23,000	1,009,000	貨物割	23,000	税率 78分の22
計	22,999,000	533,000	23,532,000			

第1款 県 税 第4項 不動産取得税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産取得税	1,973,000	64,000	2,037,000	現年課税分	63,000	税率 100分の3 100分の4
				滞納繰越分	1,000	
計	1,973,000	64,000	2,037,000			

第1款 県 税 第5項 県 た ば こ 税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県 た ば こ 税	1,166,000	19,000	1,185,000	現 年 課 税 分	19,000	税率 千本につき 1,070円
計	1,166,000	19,000	1,185,000			

第1款 県 税 第7項 軽 油 引 取 税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 軽 油 引 取 税	9,162,000	△ 34,000	9,128,000	現 年 課 税 分	△ 34,000	税率 1キロリットルにつき 32,100円
計	9,162,000	△ 34,000	9,128,000			

第1款 県 税 第8項 自 動 車 税 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環 境 性 能 割	965,000	16,000	981,000	現 年 課 税 分	16,000	税率 100分の0.5 100分の1 100分の2 100分の3
2 種 別 割	15,727,000	42,000	15,769,000	現 年 課 税 分	42,000	税率 定額
計	16,692,000	58,000	16,750,000			

第3款 地方譲与税 第1項 特別法人事業譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別法人事業譲与税	20,000,000	61,258	20,061,258	特別法人事業譲与税	61,258	
計	20,000,000	61,258	20,061,258			

第3款 地方譲与税 第2項 地方揮発油譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	2,720,000	△ 245,122	2,474,878	地方揮発油譲与税	△ 245,122	
計	2,720,000	△ 245,122	2,474,878			

第3款 地方譲与税 第3項 石油ガス譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 石油ガス譲与税	100,000	7,678	107,678	石油ガス譲与税	7,678	
計	100,000	7,678	107,678			



第3款 地方譲与税 第4項 自動車重量譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	100,000	81,093	181,093	自動車重量譲与税	81,093	
計	100,000	81,093	181,093			

第3款 地方譲与税 第6項 森林環境譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	82,069	△ 625	81,444	森林環境譲与税	△ 625	
計	82,069	△ 625	81,444			

第3款 地方譲与税 第7項 航空機燃料譲与税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 航空機燃料譲与税	30,000	11,588	41,588	航空機燃料譲与税	11,588	
計	30,000	11,588	41,588			

第4款 地方特例交付金 第1項 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	684,000	△ 193	683,807	地方特例交付金	△ 193	
計	684,000	△ 193	683,807			

第5款 地方交付税 第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	189,098,981	1,968,780	191,067,761	地方交付税	1,968,780	
計	189,098,981	1,968,780	191,067,761			

第6款 交通安全対策特別交付金 第1項 交通安全対策特別交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	320,000	4,418	324,418	交通安全対策特別交付金	4,418	
計	320,000	4,418	324,418			

第9款 国庫支出金 第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 農地費国庫補助金	16,630,881	△ 50,311	16,580,570	農山漁村地域整備交付金補助率差額補助	△ 1	
				農業競争力強化基盤整備事業費補助率差額補助	△ 50,308	
				農村地域防災減災事業費補助率差額補助	△ 1	
				農地耕作条件改善事業交付金補助率差額補助	△ 1	
8 林業費国庫補助金	2,524,763	11,291	2,536,054	開発事業費補助率差額補助	11,291	
11 土木費国庫補助金	26,738,543	610,807	27,349,350	街路事業費補助率差額補助	6,337	
				道路事業費補助率差額補助	12,110	
				港湾事業費補助率差額補助	1	
				空港整備費補助率差額補助	1	
				砂防費補助率差額補助	1	
				社会資本整備総合交付金補助率差額補助	1	
				道路除雪費補助	2,020,000	
				道路事業指導監督費補助	756	

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				防災・安全社会資本整備交付金	△ 1,428,400	
計	105,427,591	571,787	105,999,378			

第12款 繰入金 第2項 基金 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	12,555,253	△ 3,012,662	9,542,591	財政調整基金繰入金	△ 3,012,662	
計	12,555,253	△ 3,012,662	9,542,591			



3 歳

出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 一般管理費	14,484,581	△ 218,214	14,266,367				△ 218,214	3 職員手当等	△ 218,214	退職手当
計	19,739,541	△ 218,214	19,521,327				△ 218,214			

第8款 土木費 第2項 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 道路橋りょう維持費	9,019,567	868,067	9,887,634	592,356			275,711	11 需用費	△ 106,723	一般需用費
								12 役務費	△ 81	
								13 委託料	974,846	
								14 使用料及び賃借料	△ 2	
								19 負担金、補助及び交付金	27	消雪施設管理費負担金
計	48,725,678	868,067	49,593,745	592,356			275,711			

(単位：千円)

## 第8款 土木費 第4項 港湾費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
1 港湾管理費	954,149	1,798	955,947				1,798	13 委託料	1,798	
計	3,139,505	1,798	3,141,303				1,798			

(単位：千円)

## 第9款 警察費 第1項 警察管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 警察本部費	22,978,892	20,883	22,999,775				20,883	3 職員手当等	20,883	退職手当
計	25,029,901	20,883	25,050,784				20,883			

(単位：千円)

## 第10款 教育費 第1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	県債	その他				
2 事務局費	3,517,231	△ 24,699	3,492,532				△ 24,699	3 職員手当等	△ 24,699	退職手当
計	13,006,577	△ 24,699	12,981,878				△ 24,699			



第10款 教 育 費 第2項 小 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 教職員費	35,693,522	△ 57,996	35,635,526				△ 57,996	3 職員手当等	△ 57,996	退職手当
計	35,693,522	△ 57,996	35,635,526				△ 57,996			

第10款 教 育 費 第3項 中 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 教職員費	21,568,505	△ 76,848	21,491,657				△ 76,848	3 職員手当等	△ 76,848	退職手当
計	21,568,505	△ 76,848	21,491,657				△ 76,848			

第10款 教 育 費 第4項 高 等 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 高等学校総務費	21,262,811	△ 34,172	21,228,639				△ 34,172	3 職員手当等	△ 34,172	退職手当
計	27,046,627	△ 34,172	27,012,455				△ 34,172			

第10款 教 育 費 第5項 特 別 支 援 学 校 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	県 債	そ の 他				
1 特別支援学校費	9,601,098	△ 30,819	9,570,279				△ 30,819	3 職員手当等	△ 30,819	退職手当
計	9,601,098	△ 30,819	9,570,279				△ 30,819			

議第69号

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したことについて承認する。

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴う山形県県税条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものである。

山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり山形県県税条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分する。

令和5年3月31日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第64条第1項中「よつて」を「より」に、「おいては」を「は」に改め、同条第2項中「第10項」を「第14項」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

附則第9条第4項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第13条の8第1項中「附則第6条の17第1項」を「附則第6条の18第1項」に改め、同条第2項中「附則第6条の17第2項」を「附則第6条の18第2項」に改める。

附則第13条の9第2項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第14条第2項中「附則第14条の3第1項、第4項若しくは第6項」を「附則第14条の3第2項若しくは第4項」に改める。

附則第14条の3第1項及び第2項を削り、同条第3項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第1項とし、同条第4項中「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に、「附則第9条の3第1項」を「附則第9条第1項」に、「第6項」を「第4項」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「附則第14条の3第4項」を「附則第14条の3第2項」に、「附則第9条の3第1項」を「附則第9条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「附則第9条の4」を「附則第9条の2」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「附則第14条の3第4項」を「附則第14条の3第2項」に、「附則第14条の3第6項」を「附則第14条の3第4項」に、「附則第9条の3第1項」を「附則第9条第1項」に、「附則第11条の4第4項」を「附則第11条の4第2項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第14条の4第2項中「前条第6項」を「前条第4項」に改める。

附則第15条の2の5の2中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第15条の2の7第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の11第11項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第6項において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（同条第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規

定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から350万円を控除して得た額」とする。

附則第15条の2の7第5項を削り、同条第6項中「(施行規則附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。)」を削り、「附則第4条の11第17項」を「附則第4条の11第12項」に、「令和5年3月31日」を「令和6年4月30日」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 乗用車(施行規則附則第4条の11第14項に規定するものに限る。)、バス(同条第15項に規定するものに限る。))又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則附則第4条の11第13項に規定するものに限る。))で初回新規登録を受けるものに対する第135条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から175万円を控除して得た額」とする。

附則第15条の2の7第7項中「附則第4条の11第19項」を「附則第4条の11第16項」に改める。

附則第15条の3第5項第2号中「附則第5条の2第7項」を「附則第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「附則第5条の2第8項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第5号中「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第4項」に改め、同項第6号中「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第5項」に改め、同条第6項第1号中「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第6項」に改め、同項第2号中「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に改め、同項第3号中「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第8項」に改める。

附則第23条第2項中「又は第10項」を「又は第14項」に、「第72条の49の12第10項」を「第72条の49の12第14項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 2 改正後の山形県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
(自動車税に関する経過措置)
- 3 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。